

表-4 法令に基づく水質検査（浄水）

	番号	水質基準項目	基準値	検査省略可能 頻度	阿南市簡易水道の検査計画（年/回）		設定理由等
					大井簡易水道	伊島簡易水道	
健康に関する項目	1	一般細菌	100個／ml 以下	1ヶ月に1回	12	12	月1回の検査項目
	2	大腸菌	不検出		12	12	
	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	3年に1回	1	4	安全性確認の検査項目
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下		1	4	
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下		1	4	
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下		1	4	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下		1	4	
	8	6価クロム及びその化合物	0.02 mg/L以下		1	4	
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下		4	4	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	3ヶ月に1回	4	4	3ヶ月に1回の検査項目
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	3年に1回	4	4	安全性確認の検査項目
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下		1	4	
	13	ほう素及びその化合物	1 mg/L以下		1	4	
	14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		1	4	
	15	1,4-ジ'オキサン	0.05 mg/L以下		1	4	
	16	シス-1,2-ジ'クロロエチレン及びトランス-1,2-ジ'クロロエチレン	0.04 mg/L以下		1	4	
	17	ジ'クロロメタン	0.02 mg/L以下		1	4	
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		1	4	
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	3ヶ月に1回	1	4	3ヶ月に1回の検査項目
	20	ベンゼン	0.01 mg/L以下		1	4	
	21	塩素酸	0.6 mg/L以下		4	4	
	22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下		4	4	
	23	クロロホルム	0.06 mg/L以下		4	4	
	24	ジ'クロロ酢酸	0.03 mg/L以下		4	4	
	25	ジ'ブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下		4	4	
	26	臭素酸	0.01 mg/L以下		4	4	
	27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下		4	4	
	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下		4	4	
	29	ブ'ロモジ'クロロメタン	0.03 mg/L以下		4	4	
	30	ブ'ロモホルム	0.09 mg/L以下		4	4	
性状に関する項目	31	ホルムアルデ'ヒド'	0.08 mg/L以下		4	4	
	32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下	3年に1回	1	4	性状確認の検査項目
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下		1	4	
	34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下		1	4	性状確認の検査項目
	35	銅及びその化合物	1 mg/L以下		1	4	
	36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下		1	4	
	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	1ヶ月に1回	1	4	月1回の検査項目
	38	塩化物イオン	200 mg/L以下		12	12	
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	3年に1回	1	4	性状確認の検査項目
	40	蒸発残留物	500 mg/L以下		1	4	
	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下		1	4	
	42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	藻類発生時期に 1ヶ月に1回	1	4	原因生物の発生時期に行う検査
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	藻類発生時期に 1ヶ月に1回	1	4	
	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	3年に1回	1	4	性状確認の検査項目
	45	フェノール類	0.005 mg/L以下		1	4	
	46	有機物質(TOC)	3 mg/L以下	1ヶ月に1回	12	12	月1回の検査項目
	47	pH	5.8-8.6		12	12	
	48	味	異常でない		12	12	
	49	臭気	異常でない		12	12	
	50	色度	5度以下		12	12	
	51	濁度	2度以下		12	12	